

ニケーションが十分とれてなければ、情報なんか来ませんので、ぜひそこはよくやっていただきたいというふうに思います。

非常に残念な結果に今回はなったわけですが、これをぜひ教訓として生かしていただきたいということを最後に申し上げまして質問を終えたいと思います。ぜひよろしくお願ひいたします。

○小関勝助委員長 次に、順位2番、議席番号3番、大道寺信委員。

○3番 大道寺 信委員 できれば午前中に終わりたいと思いましたが、ちょっと時間足りなくなると思いますが、ぜひ適切に答弁いただければ終わると思いますから、よろしくご協力お願ひしたいと思います。

私、通告してあります今後の公民館運営についての1点について、ご質問をさせていただきます。

私、9月定例会におきまして、事務管理公社と公民館のあり方について質問をしてみました。事務管理公社の業務は、設立当初に想定していなかった業務の受託による肥大化、役職員が市職員を兼ねることの妥当性、業務の公社への委託の必要性低下などの課題が以前から指摘されており、このたびの消費税課税問題を契機として存廃を含めた見直しを図ることにしたという説明がされました。それに伴いまして、公民館業務については、住民主導の地域づくり、地域主体の公民館運営という長井方式の原点に立ち返るべきではないかという観点から、来年度以降、各地区の公民館運営協議会の委託が適当ではないかと考えており、教育委員会で公民館のあり方等について、職員の処遇等含め、早急に検討され、適切に対応していただけるものと考えているとの市長答弁がなされました。幾つかの点について質疑をさせていただきました。

そこでまず教育長にお伺いしますが、今後公民館運営について、これまでどのような検討がされてきているのか、その経過についてお伺い

をいたします。

○小関勝助委員長 大滝昌利教育長。

○大滝昌利教育長 事務管理公社の見直しによって、公民館運営を来年度以降どのようにしていくのかについてということで、9月定例会においても質問があったところですが、その後教育委員会内部で中央公民館、地区公民館の運営体制について、公設民営を基本にして検討してきました。9月以降ですが、館長の方とは定例館長会において3回、臨時館長会で1回、計4回意見交換をしてきております。

○小関勝助委員長 3番、大道寺信委員。

○3番 大道寺 信委員 館長会中心に意見交換というお話なんですけど、結果として、先ほども9月の答弁でありましたとおり、各地区の公民館運営協議会に、今まで主事とっておられた方、事務管理公社の職員ですね。この方の雇用については、各地区公民館運営協議会にお願いをしていくと、こういうことでほぼ決定と考えてよろしいですか。

○小関勝助委員長 大滝昌利教育長。

○大滝昌利教育長 そういう方向で検討しています。

○小関勝助委員長 3番、大道寺信委員。

○3番 大道寺 信委員 私の9月の質問でも申し上げたんですが、いわゆる長井方式と言われる、いわゆる住民主導型の運営をしていくという、そういうことなわけですが、運営協議会にこれも含めて委託をするということが、今度違うわけですね。職員の雇用にも責任を負っていただくということなわけですが、その際、いわゆる各地区運営協議会、現在は館長が会長を務めると、こういうことになってはいますが、今後はそれだけの責任を持ってもらうと、すべてにおいて運営協議会が。私は、運営協議会とこれからの公民館のあり方について十分議論する必要があるのではないかと、こういうことを申し上げました。

先ほどの教育長の答弁ですと、館長会は4回もやりましたと、こういうことなんです、一番大事なのは、住民の方々、その地域の住民の方々にいわばすべてをゆだねるということになるわけですから、現行の運営協議会との話はまず必要なんだろうけれども、それ以上に、自治会といいますか、あるいは各種団体といいますか、公民館の運営に携わっていただく方々、その方々との協議というのを十分しなければいけないんじゃないかと。それがほとんどされていないという現状じゃないかと思うんです。やはり4月からですから、きちっとやっていただかなければいけないと、こういうふうに思うんですけれども、その辺について協議会に対しての説明とか、その意見聴取というものについて、これまでされてきたのか、文化生涯学習課長にお伺いしたいと思います。

○小関勝助委員長 梅津敏昭文化生涯学習課長。

○梅津敏昭文化生涯学習課長 運営協議会については、まだお話しはしていませんけれども、現在、先ほどお話あったように、運営協議会の会長さんが館長さんをやっているということで、ある程度は話は通じているのかと思いますけれども、ただ、改めて運営協議会を開催して説明会をするということもちょっと難しいというお話でしたので、これから予定された運営協議会の会議があるということなので、そこに出向いて、こちらの方から出向いて説明をしてご理解をいただきたいなというように考えているところであります。

○小関勝助委員長 3番、大道寺信委員。

○3番 大道寺 信委員 これはこれからやるということなんですけれども、先ほど申し上げたように、ある意味では、これからは全くのこれまでの運営協議会と違うと思うんですよね。だから、前に申し上げたように、もう一回長井方式って何だという原点に戻って議論していく必要があるんじゃないかというふうに申し上げた

ので、やっぱりそういうやり方をしていけないと、私、前にも9月の質問で申し上げたんですけれども、単なる雇用の受け皿ということを一生涯懸命つくるということだけにしているんじゃないかと思うんですね、このままいってしまったら。それでは意味ないと思うんです。だから、その辺のところは非常に私は重要だと思うんです。

そこで、いわゆる住民主導の公民館運営、長井方式、運営協議会というものをつくって、それぞれ運営しているということなんです、実質的に、これらの開催日数、回数、各地区の運営協議会の開催、その辺の回数についてどの程度、要はお願い、年間恐らく何回お願いするか、そういうのがあると思うんですね。実質的にどれぐらい開催されているかというのわかりますか、回数。文化生涯学習課長、お願いします。

○小関勝助委員長 梅津敏昭文化生涯学習課長。

○梅津敏昭文化生涯学習課長 現在、運営協議会の方は、年6回開催しているということです。

○小関勝助委員長 3番、大道寺信委員。

○3番 大道寺 信委員 私、聞いているのでは年6回開催してくださいと。実質、それ全部やっていますか。全部、全各地区すべてやっていますか。もし、あれだったら中央公民館長。

○小関勝助委員長 寺島吉昭中央公民館長。

○寺島吉昭中央公民館長 今、文化生涯学習課長の方から年6回やっているということをお申し上げしましたが、中央公民館の方で公民館運営マニュアルをつくってございまして、それでは、年6回やっていただきたいというようなことで申し上げております。実質的に年6回以上やっているところもありますけれども、それ以下というところはないというふうにこちらの方では判断しております。

○小関勝助委員長 3番、大道寺信委員。

○3番 大道寺 信委員 やっているということ

ですから、それ以上は申し上げませんが、先ほどみたいに実質的には館長が会長を兼ねていますから、すべてわかる人がやりますから、あと審議といっても恐らくしゃんしゃんというか、わかりましたと、こういうことになるんだと思うんですね。ところが、それにはならないわけです、今度は。だから、運営協議会で計画して、計画立案して、それで実施までやるということですね、すべて。しかも、職員の雇用までお願いする。それだけの運営責任からすべて責任を運営協議会にお願いするというものですから、やっぱり今までと同じことではならないと。ですから、改めて運営協議会のあり方について、自治会の皆さんとか、公民館を構成している団体の皆さんとか、協力いただいているそういう方々に要は説明をきちっとしながらいかなければいけないのではないかと、こういう意味ですので、ぜひその辺については、先ほどやっていたかということですから、よろしくお願ひしたいと思います。

そこで、公民館長というのは、いわゆる市の非常勤特別職になりますよね。今までもそうです。これもそうですよね。考え方として。当然、市の方針に沿った職務を負うということになりますけれども、いわゆる雇用を含めた公民館業務を受託することになる運営協議会、この関係というのはどういうふうになるのか。どういうふうにお考えなのか。要はこれまでは先ほどから言っているように、運営協議会の会長を公民館長兼務にしていますが、その辺について、今後どのように考えられるのかについて、まず、これは教育長、よろしいですか、教育長にお伺ひします。

○小関勝助委員長 大滝昌利教育長。

○大滝昌利教育長 現在は兼務ですけども、館長は教育委員会が任命していますので、やっぱりちょっとなじまないのかなということ、来年度以降ですが、分離する方向で考えています。

人件費とか事業費に関しては、館長の方に委任するという方向で検討をしています。

○小関勝助委員長 3番、大道寺信委員。

○3番 大道寺 信委員 兼務じゃなくてということですから、もともとその意味とするところは、運営協議会で受託する。いわゆる受託する側の長が市の特別職というのはやっぱりおかしいと思うんですね、ここは。だから、そこはきちっとやっておられるということですから、そういう整理の仕方ではいいんでないかと、こういうふうに思います。

それと、公民館長と職員、今までは事務管理公社職員、今までもちょっとおかしいと思うんですけどもね。ほかの組織の人を使っているわけですから、非常にその辺はおかしいと思うんです、今までも。でも、これからはきちっとしなければいけないと思うんですよ。この関係がどのようになるのかということなんですが、学校給食共同調理場の民間委託の際にも、労働者派遣法の関係どうなんだという議論がされたと思うんですよ。直接指示できないんじゃないかと。その関係についてはどのように整理されるのか、どういうふうに考えられるのか。教育長お願いします。

○小関勝助委員長 大滝昌利教育長。

○大滝昌利教育長 社会教育法とか、市の設置条例の方でも館長その他の職員の任命は、教育委員会が行うというふうに定められていますので、これまでは、別組織であっても社会教育、生涯学習を推進する中核的な職員である公民館主事の意識を高めたいとか、教育委員会とのつながりを持ちたいということで任命してきた経緯がありますが、教育委員会の任命権は公務員を対象とするという文科省の見解が出ていますので、今後は、教育委員会では主事の方は任命しないという方向です。

○小関勝助委員長 3番、大道寺信委員。

○3番 大道寺 信委員 任命はしないというこ

とですね。これは法的には公務員を任命するということですから、公務員ではありませんから。今までだからさっき言ったようにおかしいんじゃないかという話なんですけれども。先ほど言った、それでは今度実質的には公民館長のもとで働くということですね。そのあれによってでしょう。だから、要は派遣法との関係どう整理するんですか。指示できるんですか、直接。その辺はどういうふうに整理されているんですか、教育長。

○小関勝助委員長 大滝昌利教育長。

○大滝昌利教育長 各地区の運営協議会の職員になるわけですので、これも運営協議会の会長から館長の方に指揮監督権を委任するという方向で考えています。

○小関勝助委員長 3番、大道寺信委員。

○3番 大道寺 信委員 それはよろしいですか、法的にひっかからないということでもよろしいですか。確認されていますか、そういうことで。

○小関勝助委員長 大滝昌利教育長。

○大滝昌利教育長 大丈夫だと認識しています。

○小関勝助委員長 3番、大道寺信委員。

○3番 大道寺 信委員 大丈夫だとおっしゃるんだから大丈夫なんだと思うんですが、実は、前に9月にも申し上げました。その前にも申し上げたんですが、佐賀県の佐賀市の例出しましたね。これ新たにやるということで、6月議会で通らなかったというんですが、9月議会通ったんだそうです、やるということで。そのやりとりがホームページ、佐賀市議会の会議録拾ったら、そのところがやっぱり問題になっているんですよ。それで、こういう整理をされているんですね、佐賀市では。各地区運営協議会と締結する業務委託契約書で、市は契約の相手方に対し、委託業務の実施について必要な指示をすることができる」と規定している。この規定を根拠に、公民館長が協議会職員に対して委託業務の実施に当たっての指示ができること、こういう

ふうに判断をしたということなんです。

ちょっと、先ほどの教育長のとニュアンス違うんですね。そこをきちっと契約を締結してやりなさい、やったらいいんじゃないかということなんです。これもちょっと法的にどうかというのは私も確認していませんから。それで、そういうことをきちっとやっぴりすべきだということだけ今申し上げておきます。これは整理していただきたいんです。

次の、各地区運営協議会を統括する組織の関係です。組織どうなるかということで資料、今の検討の過程の中での、文化生涯学習課長に資料をいただきましたから、これは案ですから、まだあれなんでしょうけれども、これは9月の定例会の一般質問でも、各地区公民館の相互の連携と連絡調整を図る組織をやっぴり検討すべきだと。佐賀市でいいますと、連合会という方式とっているわけですけども、佐賀市の連合会は、各地区協議会より委任を受けて、協議会職員の人事及び福利厚生等に関する事項や各種研究に関する事項、全公民館が統一すべき事項などについてを行うと、こういうことなんですけれども、それに対しまして教育長からは、佐賀市の例は、長井市においても現在、一部は館長会でやっているけれども、連合会的組織は検討すべき事項であると、こういう答弁をいただいています。その組織の設置に関してどういふふうにお考えか、まず、教育長にお伺いしたいと思います。

○小関勝助委員長 大滝昌利教育長。

○大滝昌利教育長 仮称ですけども、長井市公民館運営連絡協議会というものを設置する方向で検討をしています。

○小関勝助委員長 3番、大道寺信委員。

○3番 大道寺 信委員 公民館運営連絡協議会組織改正案では、そういうのが入っています。

そこで一つは、この組織の構成について、これはどういふお考えか。文化生涯学習課長にお伺

いします。

○小関勝助委員長 梅津敏昭文化生涯学習課長。

○梅津敏昭文化生涯学習課長 組織のメンバーでありますけれども、考えているのが全市的には一般市民の代表ということで、学識経験者1名、それから、地区公民館運営協議会の会長、それぞれ1名ずついっしょって6名、それから地区公民館長6名、それに中央公民館長と文化生涯学習課長が入るというようなことで、15名の委員体制というようなことで組織したいと思っています。そのほかに職員といたしまして、公民館主事1名というような組織体制にしたいというふうに考えているところであります。

○小関勝助委員長 3番、大道寺信委員。

○3番 大道寺 信委員 ちょっとわからないのは、公民館運営連絡協議会って、どういう役割をするのか。そこについてお伺いしたいと思いますが、文化生涯学習課長。

○小関勝助委員長 梅津敏昭文化生涯学習課長。

○梅津敏昭文化生涯学習課長 連絡協議会の役割ということでございますけれども、まず、一つとしては、各地区協議会の会長会、それから館長会などあるわけですけれども、そちらに関する事務等であります。それから、公民館主事の研修会、それから、3点目といたしまして、公民館活動に関する事業への協力支援、そして、連絡調整、そういうものを考えています。

○小関勝助委員長 3番、大道寺信委員。

○3番 大道寺 信委員 それはそれでわかりません。各地区公民館、六つありますから、そこがばらばらで困るので統一したものでやりましょうと。一番問題は人事の関係なんですよ。人事、雇用全部それぞれなただけけれども、社会保険手続から何から全部各地区協議会でやってくださいと、こうなるんですかということもあるわけです。そういうことをやるということだと思わんですが、それにしても、市がそこにまた委託するわけでしょう。長井市が委託するんで

すか。主事も置くと言っていますよね。この連絡協議会に主事も置くと。ここはまた長井市から委託ですか、この連絡協議会に。その業務を委託する。雇用も。それで、だとすると、地区公民館長とか、中央公民館長とか、文化生涯学習課長は公務員の皆さんですよ。市の職員。市が委託したところの協議会にそういう人たちが入るといっても何か違和感あるんですけども、その辺はどういうふうに整理するんですか。

○小関勝助委員長 梅津敏昭文化生涯学習課長。

○梅津敏昭文化生涯学習課長 まず、事務の関係でございますけれども、職員の給与事務等につきましては、現在のところ事務管理公社の方にお願いをしていきたいというふうに考えています。それから、組織の関係で、皆、公務員でないかということでございますけれども、やはり教育委員会との関係を密にしていくという部分でもやはり公民館長なり、それから文化生涯学習課長も入るべきだと思いますし、それぞれ各公民館の館長さんもぜひ入ってご意見をいただきたいということと、あと、それから、公務員でない方については、協議会の会長さん、それから学識経験者の方ということになりますので、全部が公務員というわけではございません。

○小関勝助委員長 3番、大道寺信委員。

○3番 大道寺 信委員 それはちょっと違うんだな、私言っているのは。これはちょっと変だと思いますよ。結局は主事1名、そこに雇用してもらいたいから、何かこんな組織つくってしまう。私が言っているのは、そうじゃなくて、あくまでも各地区協議会の公民館運営に関してやっぱり統一したもので、余り格差ついてしまったらおかしくなりますから、統一すべき事項だけをそこで話をする。人事も含めてですよ。それが当たり前だと思うんですよ。

ではわかりましたけれども、給与の事務は事務管理公社にまた残すというだけけれども、これだと、事務頼むところは、委任するんだった

ら、その委託料払うんですか、その事務管理公社に。それだって整理しなければいけないでしょう。市が委託料払って、その委託料の中から、また事務管理公社という組織の中にまた委託料を払うなんていう、そんな仕組みというのは物すごくおかしいと思うんです、私は。市長にあえてお聞きしません。後でまたお聞きしますから。

そういうことってすごくおかしいですよ。結局、みんな何か事務管理公社の雇用移したいもんだから、その受け皿だけつくと、こんなことになっていないですか。私物すごく不思議だと思うんです、これ。何か後ろでみんなそうだとやっているんだけれども、もっとこれ違うと思うんです。もう一回整理してもらいたいんです、ここをきちっと。

それで、民間入っているから公務員だけじゃないって、そういうことを言っているんじゃないです。そういうふうに委託するところに、委託ですよ。民間主導で民間に委託するんだと言っておいて、そういうところにまた市の職員の皆さん、管理する皆さん入るといいますからね。だとすれば、後でまた質問しますけれども、中央公民館という役割はどうするんですかということも入ってくるんですよ。全く民間主導だって、公民館というのは社会教育の物すごく大事なところですから、市の。だから、そのかわりは全くなしなんてはしてはいけません。もちろん、その大もとは文化生涯学習課なんだけれども、公民館の運営とかなんかに関しては、中央公民館というのは公設公営ですよ。ここの役割をきちっとしてやっていけばいいと思うんですよ。そういう意味で。何か物すごくここ面倒くさく考えているんですね。

運営協議会の方のところもまた後で質問しますけれども、これもまた見たら、物すごく複雑なんですよ。今までの運営協議会をさらに充実させるという前提じゃないんです。さっき言っ

たように、問題は地域の皆さんでぜひ受けてくださいと、その公民館の長井方式をもっときちっとやるために、今度雇用も含めてですよ。そうすると、その自治会なり、その地域の皆さんが運営協議会というものをきちっとやっばり充実させるという意識がなければならぬわけですよ。それをこうつくったから、こういうふうにしてくださいって、これだけでは、最初から私申し上げているように、結局、雇用の受け皿をどうするかしか考えていないんじゃないかと。ここにつながっていくと思うんですよ。その一つが、方向おかしいですよ。これ、結局主事1名というのは、今の中央公民館の主事が事務管理公社だから、その受け皿つくりたいけないからそこにつくったみたいな格好になってしまうよ、これは。

処遇というか、あれの問題はまた別にしますけれども、そういうことで、さっき言った事務管理公社にまたその事務を委任するというのも変な話だなと思うんです。そこにまた、市からそっち、事務管理公社残しますから、事務管理公社に市からまた出しますよね。そうすると、各運営協議会にまた委託料出したと。そこからまた、委託料というか委任料というかわからないけれども、事務管理公社にやると。こんなことになるんですよ、ここを見ても。こういうことをやっていくと。だから、ちょっと、これ、私はやっぱりもう少しその辺は検討すべきだと思うんです。ぜひ検討いただきたいと思います。

それから、地区公民館の関係でありますけれども、これも組織の体制は見せていただきました。資料としていただきました。これもさっき言ったように、館長とその協議会の職員の関係は、これはきちっともう一度整理されて明確にすべきだというふうに申し上げたんですが、これは、私、資料持っているから資料に基づいて言いますけれども、運営協議会、今までの運営

協議会と全く同じ考え方でいくのかどうか。これ、ちょっと違うような気がするんですけども、そこを文化生涯学習課長にお伺いします。

○小関勝助委員長 梅津敏昭文化生涯学習課長。

○梅津敏昭文化生涯学習課長 運営協議会の組織でありますけれども、運営協議会については、これまで運営審議会、現在あるわけですけども、その運営審議会の役割もある程度担っていたきたいというように考えております。そして現在の運営協議会については、実際に公民館活動をやってくださる方々、実際に現場の方をやってくださる方々がほとんど、今は運営協議会という形で組織になっていますけれども、その方々については、今度、公民館の中の違う組織として、そちらの方でやっていただきたいというようなことで現在考えております。

○小関勝助委員長 3番、大道寺信委員。

○3番 大道寺 信委員 抽象的な表現だったんですが、これを見ますと、運営協議会の委員については、学校関係者とか学識経験者、館長とか5名ぐらいだと、こういうふうですね、今の案として。今は15名の委員ですよね。これを5名にしますと。そのほかに公民館の実際の館長のもと、この下の方に、公民館活動推進委員会12名以内と書いてあるんですよ。これをまたつくるという、こういうことなんです。こういうのって物すごくおかしいと思いませんか。私は、今の運営協議会の組織の中で、当然ながら、その事業の企画立案、実施までやりますよということで委託するわけですよ。それに、実際に活動してもらうんだから活動推進委員だと。運営審議会やめるんだと。こういうのはいかにもおかしいと思うんですよ。住民主導で長井方式で公民館の運営を民間委託しましょうって、お願いしていきましょうと言っているわけですよ。そこで、実際に事業の企画立案、実施までお願いするということです。そこは活動推進であろうが何であろうが、どういうふうな各地区協議

会の中で実際の運営をしていくかというのは、やっぱりそこでいろいろと議論していただく部分じゃないですか。これ、最初からその公民館活動推進委員会をつくるんですと、館長から、この下のもとにね。こういうのは、ちょっと私変だと思うんですよ。こういう組織って。だから、面倒くさく考えないで、運営協議会を今の運営協議会15名なら15名でいいですから、そこに結局お願いしているいろいろ先ほどから申し上げているように、議論していただいて、本当にこの地区の公民館事業なり、それを本当の意味で住民主導でやっていただけるようなことについてぜひ議論してくださいと、運営協議会の中で。それで、あちこち違うというの出てくるかもしれません、各地区。でもそれはやりやすい方法でやってもらおうでしょう、一番いいのは。

何かちょっと難しく考えているんじゃないですか。難しく考えているんだけど、結果として何か事務管理公社の方で職員の受け皿をいかにつくるかみたいところに、何かそこにだけいっているんじゃないかという気がするんです。これ、恐らく運営協議会、提案するんでしょうけれども、これを説明として。教育委員会の案として。それでいいのかというのがすごくあるんですよ。教育長、私申し上げた質問、いわゆる何でこんなにまたそんなことをつくらなければいけないかということについて、お考えをお伺いしたいんですが。

○小関勝助委員長 大滝昌利教育長。

○大滝昌利教育長 今の住民主導型の方向でということが、まず第一にそれを検討したわけですけども、来年度以降考えているこの運営協議会も結局その中で企画、実施までするわけですが、十分に住民主導型での対応が可能なのかなというふうには考えています。ただ、実際に公民館の館長さん方が指揮するというか、指示する場合に、今の組織は非常にやりにくいというようなこともちょっと館長会でも出されておって、

館長がやりやすいような組織の見直しもお願いしたいというようなこともあって、いろいろ過去4回ほど館長会の中で検討を重ねて、おおむねこの組織で館長さん方にも了解をいただいているという状況です。

○小関勝助委員長 3番、大道寺信委員。

○3番 大道寺 信委員 だから、館長会主体なんですよ、今の話は。だから、そこは違うんじゃないですかと。館長会ではこう出たけれども、地区の皆さんどうなんですかと、運営協議会なり何なりどうなんですかと。ここすり合わせしないで、結局そう言われたからやりやすいようにというのと全然違うと思うんです、そこは。そういう考えですので、もう一度それは検討していただきたいと思います。

○小関勝助委員長 ここで昼食のため、暫時休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

午後0時00分 休憩

午後1時00分 再開

○小関勝助委員長 休憩前に復し午前に引き続き会議を再開いたします。

15番、鈴木小市委員から午後の会議に遅刻する旨の申し出がありましたので、報告いたします。

それでは、大道寺委員の質疑を続行いたします。

3番、大道寺信委員。

○3番 大道寺 信委員 午前中に引き続き幾つかについてご質問申し上げたいと思います。

先ほど申し上げましたように、ぜひ、いろいろ細かいことたくさんあるんですけれども、まず、何回も言って恐縮なんですけれども、受け皿としての組織を、そこだけに視点を置いたというのは、やっぱり十分その辺をそうならないようなことをしなければならぬのではないかと。

と。そこが一番懸念だったんですよね。事務管理公社の職員を運営協議会の職員に引き取ってもらおうと。その受け皿がどうだと、こういうこと、そこではちょっとまずいんだと思うんです。

特に、先ほど申し上げた統括する組織、運営連絡協議会ですか。ここも何かまた、職員がここに受け皿みたいになっているというのは非常に問題あるんでないかと、私は思っていますので、ぜひその辺については、十分これからまだ時間もあります。あるいは運営協議会との協議会がこれからということですから、その辺踏まえて検討いただきたいと思います。

(4)に書いていますが、公民館職員の処遇の考え方についてであります。運営協議会の職員として採用するというか、そちらに移っていただく場合の処遇については、現在の事務管理公社職員としての処遇を著しく低下しないように配慮していくと、こういう考え方が9月の定例会で示されておりますけれども、そのときは、いわゆる中退金というんですか、やめるとかやめないとかという話もさせていただいたわけですが、これについて、現在、具体的にどのようなお考えになっているのか。これは教育長にも申し上げたんですが、やっぱり公民館主事として、これぐらいの処遇がやっぱりふさわしいだろうと、こういうことでもう一度きっちり考えるべきでないかと、こういうふうに申し上げました。そこで、その辺について、著しく低下しないように配慮していくと、こういう考え示されていますが、その処遇についてどのようにお考えになっているか。まず、教育長にお伺いしたいと思います。

○小関勝助委員長 大滝昌利教育長。

○大滝昌利教育長 処遇については、これまでも申し上げてきましたように、現状の水準は少なくとも維持したいという考え方で市長ともお話し合いをしています。

○小関勝助委員長 3番、大道寺信委員。

○3番 大道寺 信委員 現状の水準ということですから、これは何回も9月で質問したように、その職務、事務管理公社の業務というのはたくさんあるわけですから、その仕事に応じてやっぱりきっちりと処遇するのはすると、こういうことで考えていただけるんだろうというふうに思っています。

その際に、市長からは、いわゆる委託する場合には、相手側にもやっぱり聞いてみなければならぬと、こういうお話ございました。相手側でこういうところは必要じゃないかと、こういうこともあるので、それをやっぱり押しつけるわけにはいかないのではないかと、こういう考え方が市長から示されました。私はやっぱり受託する側が、こういう処遇でこういう事業をやっていくにはこういう処遇も一応考えてやっていかなければならぬと。こういうことで、事業運営するんだと、こういうことだと思うんですね。ですから、それに相手側、いわゆる委託先の考え方も十分踏まえて考えていくべきと、こういうふうに思いますけれども、市長の9月の答弁はそういうお考えだというふうにとらせていただいておりますのでよろしいでしょうか、市長にお伺いします。

○小関勝助委員長 目黒栄樹市長。

○目黒栄樹市長 まず考え方ですが、52、3年でしょうか、公民館を民間に移そうというふうになったときには、私は大賛成だったんですね、やっぱり。職員の方が、特に公民館の場合は、土日とか、夜間の会議とかというのが多いわけですから、日中勤務されて、そのほかに勤務されるのも大変だし、また、時間外手当だってべらぼうになるし、これはやっぱりこういうのは民間の皆さんに頼めば、当時、私の記憶では、主事が15万円かな、副主事が2人、7万5,000円ずつだったかな。合計30万円ぐらいでやりましょうと、こういう話だったと思うんですね。そういうときには、その人たちは農業もしてお

るし、ほかの何していてもいいんだと、ある意味で。それから健康保険は国民健康保険に入っているからいいんだと。退職金とかなんとか、そんなことまで言わないと。今のNPOみたいなもんですよ。まずやっぱり今までなかった官の仕事为民にさせていただき、まさに地域おこしだし、これは大変いいことなんだというふうに思っているんです。その方向は正しいと思っ

ているんですよ。それが、一たん事務管理公社になって、国民健康保険よりもっといい保険に入って、退職金も出て、なにも出てと、一見よくなったようですが、第二の公務員みたいになってしまったというのは、やっぱりこれはもとに戻した方が絶対にいいと。今、佐賀市でもそうでしょうし、あちこちでもそうですね。南陽もそうしようとしているとかという話がありますから。ですから、そういう方向性をやっぱり民に移すべきだと、さっきの蒲生委員の話じゃないですが、やっぱり移すものは移すということから、まず基本だと。それが、組織もやっぱりやりとり聞きますと、もっと単純に考えればいいんじゃないかと私も思いますよ。もう少しね。だって、発足当初、そういうふうに単純にやったわけですから。シンプル・イズ・ベストですよ。あんまり難しく考えるということがどうも役所の特徴みたいなような気がして、まだなじんでいないのかもしれませんが、長年いて、そういうところがやっぱりだめだと、ある意味でだめだと思うんですよ。それがシンプルにやって、その上で、しかし、今の職員の皆さんについていえば、今の待遇より下がるということのなるべくないようにというご提案だし、私もそう思います。そしてなおかつ、これは大事な仕事ですから、やっぱり、もう少しどういう給与体系で、今18万円がちょんですか。定時補助職員と一緒にだということとはちょっと違うような気がするから、これもやっぱりもう少し検討をしてみたらどうですかと思いますから、内々に

は言っています。しかし、財政再建中もあるので余り大盤振る舞いはできませんけれども、やっぱり将来的なことからいえば、そういうふうを考えるべきものではないかというふうに思っています。

○小関勝助委員長 3番、大道寺信委員。

○3番 大道寺 信委員 今、市長、おっしゃったとおりで、私はそれをお聞きすれば何も言うことないんですけれども、ただ、前にも申し上げましたけれども、今回は公民館の職員ということで、そのほかにもいろいろこれから民間委託の関係いろいろ出てきます。それで、今回の場合については、当然今の処遇は低下させないというのが基本ですから、今の条件でスタートはいいと思うんですね。ただ、その後については、やっぱり原因は、定時補助職員というのが、一つ市の制度の中にあるんです。定時補助職員って何だということを考えると、全く補助の仕事をするということですね。長期じゃなくて短期でと。ところが、実際には、臨時的保育士の皆さんも結局定時補助職員という言い方なんですよ。ところが実質的には2年も3年も、それで同じく勤めなければいけない。そういうことも含めて、保育園を民間委託した。そこに移っていただくというか、そこで別に採用ということになって、そもそもそういうことがおかしいのではないかという指摘を蒲生委員なり、私なりが申し上げて、そういう格好が変わりました。私はその定時補助職員の定義というのをもう少しきちっとしなければいけない。あえて言いますと、定時補助職員でなくて、ある程度長期でも仕事を一定期間ですよ。ある一定期間になっただけならば民間委託も何も出るんだと思うんですけれども、ある期間きちっとするわけですよ、現実にそういう方々が。そういう方々のいわゆる人事制度というか、そういうものをやっぴりもう一度検討し直すべきでないかと思うんですよ。そういうふうにするべきだと、こういう

ふうにするんですけれども、その辺について、市長、お考えをお伺いしたいと思うんですが。

○小関勝助委員長 目黒栄樹市長。

○目黒栄樹市長 ご指摘のとおりだと思います。ただ、もう一つちょっとつけ加えさせていただくと、当初、事務管理公社というのは、斎場の職員だとか何とかというのがありまして、今やっぱり庁内から入ってくる電話の交換をさせていただいているとか、若干いますから、これは一、二年かけてもいづれなくす方向で、しかし、若干でもやっぱり時間かかるかなという気はしているんですよ。公民館のあちこちになられた方でも、その給与の積算だとか何とかいうような業務は、やっぱり若干その一、二年のうちにどうするか、できるところからしていかないと改革というのは進みませんから、全部そろわなければだめだという2年後なんて言っていないで、まずできるところからしながら、そういう残った部分は残った部分で、方向性は将来はなくする方向でやっていくというような格好にしたいと。待遇については、お考えのとおりだと私は思っております。

○小関勝助委員長 3番、大道寺信委員。

○3番 大道寺 信委員 私も、だからスタートできないなんていうことを、スタートするなども言いませんし、できないなんて思っていない。これはとにかく、私は長井方式、住民主導というのは、長井市が基本的に行財政改革、あるいは自立計画でも言われているように、市民と協働だということと事業をやっていくんだということの全くこれは一つのモデルというよりも本当に素晴らしいことだと思うんですね。これをやっぱりきちっとしていくことがこれからにつながっていくんでないかという意味では、私は運営協議会の皆さんに公民館の事業運営を任せていくというのは非常にいいことだと思うふうにするんです。だから、きちっとしなければということじゃなくて、スタートはそういう

ことでいいんですけれども、この先のことをやっぱりもっと議論しなければいけないのではないかと。市長、そういう検討するというご答弁ですので、一つの例として、保育士を社会福祉協議会に移した。処遇もあるから、処遇もある程度みんな正職員と同じにしながら処遇が非常に低いんじゃないかと。身分も不安定じゃないかと。これをなくすためにもいいよということで社会福祉協議会に移されたわけです。社会福祉協議会のときは社会福祉協議会の給与制度きっちり持っていまして、ある程度今までより上がっているんですね。待遇よくなっているわけです。それは、保育士という、そういう資格を持っておられる。だから、さっき言ったように、臨時保育士、定時補助職員という身分とは違ふと。片方では、公民館業務というのは市の社会教育の非常に重要なところを担っていただいているわけですね。資格も持っている方もおられます。それと何でじゃあ違うんだということもあるわけです。だから、そういうところを十分踏まえて、これからいろいろ検討していただきたいと。検討すべきではないかと、こういうことなんです、私申し上げたいのは。

それで、私はそういうこれからのいわゆる人事の関係というのは、そういうことも含めて、さっき教育長言われました新しい組織というのは、連絡協議会という組織、やっぱりそういうところできっちり議論をすべきだろうと思うんですね。各地区協議会に委託するから、その相手側といろいろ話ししましょうといっても、ばらばらでは困るわけです。だから、今の身分、今の処遇は、やっぱり最初はスタートは保つということですから、これ以降の部分については、そういうところで議論していかないとばらばらになっては困るわけですね。ただ、そういう意味の私は連絡協議会の役割があるんじゃないかと思うんです。だから、さっき言ったように、この案ではちょっと問題があるのではないかと。

そういうことも含めて考えているものですから、ぜひその辺については、市長も検討というお話ありますから、これ以上この処遇問題については申し上げません。ぜひそういうことで検討いただきたいと。教育長にもお願いしたいと思います。

それで、あと、最後の質問の中央公民館の位置づけの問題であります。これも資料ですと、組織はいろいろ考えておられるようですが、私は、中央公民館の位置づけというのは難しいのではないかと9月の質問で申し上げました。これは決して要らないと言っているわけじゃないんです。そういう意味ではなくて、位置づけというのはもう少し明確にすべきではないかというふうに申し上げたつもりでございます。

そこで、じゃあ中央公民館の位置づけというのはどういうふうにお考えなのか、教育長にお伺いしたいと思います。

○小関勝助委員長 15番、鈴木小市委員が出席されましたのでご報告申し上げます。

大滝昌利教育長。

○大滝昌利教育長 中央公民館については、市職員2名、それにどういう形になるかですが、職員1名という直営の体制で来年度以降もやっていきたいというふうに思っています。

今の長井市の組織ですと、中央公民館の下に六つの地区公民館があるというふうな形ですので、やはり先導的な事業の展開とか、または、今、長井市が進めている第4次総合計画の長井の心を育む文教のまちを推進するための事業の展開、また、正職員が2人入っているわけですので、そういう面からも各地区公民館の指導的な立場、または援助的な立場というふうな位置づけをしているところです。

○小関勝助委員長 3番、大道寺信委員。

○3番 大道寺 信委員 そのとおりだと思うんです。そのとおりなんですけれども、各地区運営協議会というのは、いわば民間ですよ。だ

から、民間と必要なのは、そこで、前に申し上げました市の生涯学習教育の方針はやっぱり市が責任持ってやるわけです、そこは。だから、その役割って中央公民館がきっちり持つていくと。だから、指導なり援助なりをしていくと、スムーズにいくようにですね。そういう位置づけでなければならぬと思うんです。ただ、この改正案によると、運営連絡協議会から何か事業も委任するんだと中央公民館に。それはちょっとおかしいんじゃないですか。民間から何で、実際のやる部分、公がやる部分の組織に委任するなんていうこと自体がやっぱりおかしいんです、この案ではですよ。私は、中央公民館というのは、きっちりそこは、そういうことで指導、援助するんだと。市の方針はそこできっちりとうまくいくように、各地区協議会にきっちりやっていくんだというふうにしなないとだめだと思うんです。そのときは、主事の扱いどうなるかという問題は出てきますよ、それは。だけれども、そこは、これからどうなるか含めまして、事務管理公社も残るといいますから、そこはそうだと決めつけないで、だから、受け皿みたいにしてはいけないうでないかと。中央公民館というのはそういう位置づけでやっぱりあるべきでないかと私は思うんです。そういうことで、やっぱり考えていく必要があるのではないかというふうに思うんです。その辺についてお考えを。

○小関勝助委員長 大滝昌利教育長。

○大滝昌利教育長 中央公民館の役割と申しますか、それは、運営連絡協議会の部分を一部委任した面と、先ほど私が申し上げたような面が出てくるんじゃないかなというふうに思います。運営連絡協議会の役割というのは、これまでは中央公民館でやっていた内容がかなり含まれていますので、それを一たん運営連絡協議会の方の役割の方に移してやって、また、委任するというような形になりますけれども、それだけで

はないというふうに思っています。

○小関勝助委員長 3番、大道寺信委員。

○3番 大道寺 信委員 ますますわからなくなるんですけども、私、市長言ったとおりだと思うんです。何で今までがあるのに、職員の皆さんがそこに雇用していただくということですよ。だから、その機能がきっちりいくように、もっと充実するためにどうするかという考えでいっていいんじゃないかと思うんです。いわゆるシンプル・イズ・ザ・ベストですか、市長、好きなお言葉で。そういうふうにやっぱり考えていくべきだと思うんですよ。私は決してこれを批判しているわけじゃなくて、まだ、時間あるから申し上げているんです。4月スタートですから。それまでには、そういう議論のやり方も含めて、これからの議論のあり方含めて、まだまだ私は検討すべきだし、余り複雑に考えれば考えるほど公民館事業どこいくべななということになるんじゃないかという私は心配しているんです。ぜひ、そういうことで、いろいろ申し上げましたけれども、十分ご理解いただいて、これから検討いただきたいということを申し上げて、質問は終わります。

○小関勝助委員長 次に、順位3番、議席番号16番、藤原民夫委員。

○16番 藤原民夫委員 私は、このたび提案された、平成17年度長井市一般会計補正予算第5号について、総括質問を行うものであります。

通告している市長並びに関係課長におかれましては、簡潔にして明快なご答弁をお願いをいたすものであります。

さて、この質問事項は、共催負担金のあり方についてであります。

まず、具体的にお尋ねをいたします。

10款5項1目保健体育総務費19節負担金補助及び交付金として計上されている長井マラソン大会共催負担金18万円について、初めに文化生涯学習課長にお尋ねをいたします。この大会は、